

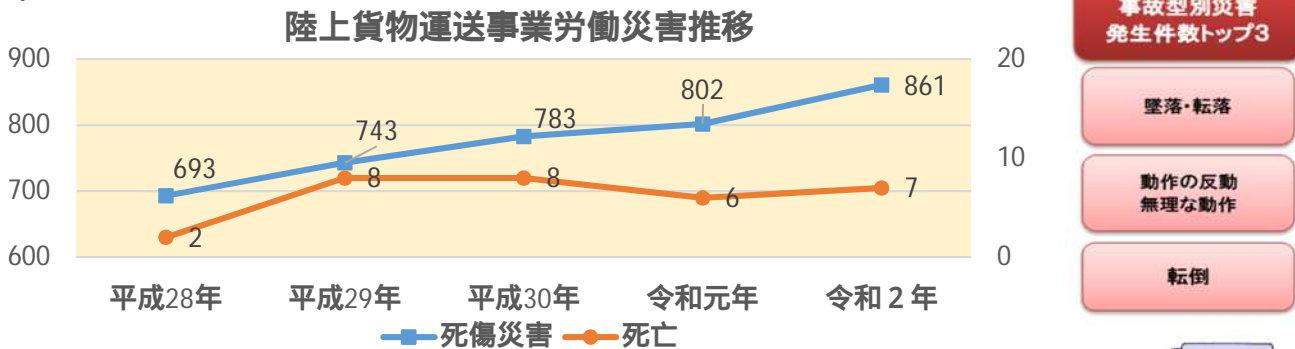
陸上貨物運送事業者様・働く皆様へ！

労働災害が増加しています！

災害発生防止の為の積極的・継続的な取組みが必要です！

～あなたの模範となる行動が、労働災害を防ぐことに繋がります～

福岡県内の陸上貨物運送事業における休業4日以上死傷者数は、年々増加を続け、令和2年はずいに861件となり、令和3年に入っても、増加傾向に歯止めがかかりません。災害の内容は「墜落・転落」「動作の反動・無理な動作」「転倒」の3つで約6割を占めています。災害の程度は、休業1月以上が5割を超え、重症化が進んでいると言えます。今こそ、事業者様・働く皆様の労働災害発生防止のための積極的・継続的な取組みが必要です。



1 トラック・荷台等からの「墜落・転落」災害防止対策



荷役作業者は、安全な作業方法を遵守すること！
墜落時保護用の保護帽を着用すること！
昇降設備の使用の徹底とあおりを立てる場合には必ず固定を！
荷台等への昇降時は、3点確保の徹底を！(手足4点の内の3点)

2 「動作の反動、無理な動作」による災害防止対策

荷役作業を行う前に準備運動を行うこと！

特に、長時間の貨物自動車の運転の後には、直ちに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばす！

中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらない！

重量物（ロールボックスパレット等）を押す場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押す！

重量の重い荷は、2人以上で扱う！

できるだけ台車等を使用する！



荷役作業安全対策(事業者用)



荷役作業重大災害対策



3 「転倒」災害防止対策

荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認する！
- ・後ずさりでの作業はできるだけ行わない！

荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用！

荷役作業場所の整理整頓、床・地面の凹凸等のつまずき原因をなくす！

荷役作業場所の段差をなくす、手すりの設置する、床面の防滑化！

台車等の使用！（荷物で手がふさがっていると転倒しやすくなるため）

転倒災害の主な原因は、「滑り」「つまずき」「踏み外し」です。



4 高齢労働者対策

被災者の約5割が50歳以上の労働者です。

高齢労働者対策について、厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を策定しました。

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場などで、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。是非ご活用ください。

転倒災害防止対策



高齢労働者対策

5 交通労働災害防止対策

適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

点呼の実施

- ・疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。

荷役作業を行わせる場合

- ・運転者の身体負担を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

教育の実施

以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。

- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解

- ・交通危険予知訓練による安全確保

- ・交通安全情報マップによる実態把握

その他

- ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
- ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。



交通労働災害防止対策

福岡労働局安全課 R3.6